

三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金 Q & A

No.	お問い合わせ内容	回答
1 全般について		
1-1	「三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金」はいつまでに申請すればよいですか。	令和7年5月30日（金）受付締切です。
1-2	「三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金」の申請方法について教えてください。	申請書に必要な書類を添えて、下記の受付窓口に提出してください。 ◆ 三次商工会議所の会員 または 市内事業所所在地が旧三次市内の事業者 受付場所：三次商工会議所 電 話：0824-62-3125 FAX：0824-63-5200 受 付 日：月～金曜日（祝日除く） 受付時間：9：00～12：00、13：00～16：00 ◆ 三次広域商工会の会員 または 市内事業所所在地が旧三次市外の事業者 受付場所：三次広域商工会（本所、各支所） 電 話：0824-44-3141 FAX：0824-44-3390 受 付 日：月～金曜日（祝日除く） 受付時間：9：00～12：00、13：00～16：00
1-3	チラシや申請書を郵送していただけますか。	チラシや申請書等は個別に郵送しておりません。お手数ですが、次の配布窓口で入手してください。 ■ 配布窓口 三次市役所産業振興部商工観光課（三次市役所本館4階）及び各支所窓口 三次商工会議所窓口 三次広域商工会本所及び各支所窓口
1-4	「三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金」の交付額はいくらですか。	個人事業者の方は5万円、法人の方は10万円です。 ただし、交付は1事業者1回限りです。
1-5	「三次市物価高騰対策小規模事業者等支援金」は、国や県、市が実施している他の補助金を受けていても対象になりますか。	同様の趣旨の国、県又は市の補助金等の交付を受けた方は対象外です。 以下の支援金、補助金の交付を受けられた方は、本支援金の対象外です。 【三次市】 ・配合飼料価格高騰対策支援事業補助金 ・保育施設等物価高騰対策支援事業補助金 ・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金 【広島県】 ・エネルギー価格高騰対策創エネ関連設備投資助成金 ・配合飼料価格高騰対策支援事業補助金 ※ その他、不明な点はお問い合わせください。
1-6	令和5年度に「三次市エネルギー価格高騰対策小規模事業者等支援金（令和5年10～12月実施）」を受給しました。今回の支援金は受給できますか。	対象者要件等が該当している場合は、受給できます。
1-7	本支援金は所得税や消費税等の課税対象になりますか？	原則、所得税、法人税の課税対象になります。 ただし、消費税の課税対象とはなりません。
1-8	従業員数に、アルバイトやパートは含まれますか。	従業員数は、個人事業主や会社役員、共同経営者（2人まで）及び家族従業員、パート従業員、アルバイト従業員などの臨時に期間を定めて雇い入れている者を除き、雇用されている方の人数をご記入ください。
1-9 追記	従業員数に、技能実習生は含まれますか。	技能実習制度は、本国での技能等を活用するための技能修得目的であり期間の定めもあることから、技能実習生は従業員数から除いてください。ただし、特定技能実習生は、人手不足対応のための受け入れが目的であり、特定技能2号に進んだ場合は原則として無期限で日本に就労することが可能であることから、特定技能実習生は従業員数に含めてください。

2 交付対象者について		
2-1	個人事業者は、市外に住んでいる場合でも対象となりますか。	三次市内に店舗又は事務所を有し、かつ三次市内で事業を営む個人事業者である場合は対象となります。
2-2	対象者となる「個人事業者」とは。	事業収入のある個人（所得税申告もしくは住民税申告をされている個人）が対象となります。
2-3	不動産賃貸業を営んでいる場合は、対象となりますか。	対象外です。ただし、「不動産紹介業（宅地建物取引業許可を有するもの）」「不動産販売業」は対象となります。
2-4	給与収入が180万円、事業収入が120万円あります。この場合、支援金の申請はできますか。	主たる収入が給与収入ですので、申請はできません。
2-5	年金収入が180万円、事業収入が120万円あります。この場合、支援金の申請はできますか。	この制度においては、年金収入は主たる収入として扱わないため、申請できます。
2-6	一般社団法人は、給付対象となりますか。	一般社団法人等の法人税法別表第二で規定される法人は給付の対象外です。
2-7	NPO法人は、給付対象となりますか。	収益事業を行っている場合は対象となります。
2-8	事業収入で申告している保険外交員は、給付対象となりますか。	対象外です。ただし、「保険代理店」は対象となります。 本制度では、事業所に所属し、雇用保険に加入している保険外交員は「労働者」とみなします。
2-9	令和6年7月に開業しました。この支援金は給付されますか。	他の収入が事業収入より少額で、事業収入が年間120万円以上ある場合は対象となります。令和6年中の開業であれば、月割で計算しますので、7月から開業した場合は、60万円以上の事業収入があれば対象となります。
2-10 追記	医師は、対象となりますか。	この制度は、小規模事業者支援法に基づいた対象者となっているため、対象外となります。
3 申請書類・添付書類について		
3-1	〔法人〕 なぜ、法人税確定申告書の写しが必要なのですか。	この支援金は、事業実態のある者を対象としていますので、直近の確定申告書類の添付を求めています。
3-2	〔法人〕 なぜ、法人事業概況説明書の写しが必要なのですか。	法人事業概況説明書には、期末従業員等の状況記載欄があります。 この”期末従業員等”と本支援金で求める”従業員の数”は必ずしも一致するものではありませんが、本支援金の申請内容の審査の参考とするため添付を求めています。
3-3	〔法人〕 決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書など）	収入要件の確認のため添付を求めています。 損益計算書のみでは、物価高騰の影響を把握できない場合、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書の提出をお願いします。
3-4	〔個人事業者〕 令和6年分所得税確定申告書または市県民税申告書	この支援金は、事業実態のある者を対象としていますので、直近の確定申告書類の添付を求めています。
3-5	〔個人事業者〕 令和6年青色申告決算書または収支内訳書	収入要件の確認のため添付を求めています。
3-6	〔法人・個人事業者〕 事業を開始して間もないため、事業を行っていることを証する確定申告の写しがありません。この場合、どのような書類を添付すればよいですか。	個人事業者の場合、確定申告や住民税申告をされていない場合は、対象外となります。 法人の場合、令和6年12月までに事業を開始し、確定申告の実績がない場合は、売上のわかるもののほか、法人設立届出書や法人登記の写しなど、事業を営んでいることを証明できる書類を添付してください。